

さいたま市水道局概算数量発注方式試行要領

1. 趣旨

本要領は、さいたま市水道局が発注する水道土木工事について、設計積算業務及び入札事務の効率化のため、概算数量発注方式により発注する場合の取り扱い事項を定めるものである。

2. 用語の定義

- (1) 「概算数量発注方式」とは、当初設計の一部数量を概算数量により積算し、契約後に受注者が設計図面等を作成し、工事現場との整合等を精査の上、設計数量の確定及び契約変更を行うものをいう。
- (2) 「概算数量」とは、設計図書に示した平面図、断面図等の代表的な数値により算出した設計数量をいう。

3. 対象工事

試行対象工事は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本方式により工事発注業務を効率的に行うことができるものとし、原則として設計金額5千万円未満の工事であること。
- (2) 水管橋工事や推進工事等といった特殊かつ高度な設計を必要としない工事であること。
- (3) 全額局費において行う工事であること。

4. 概算数量発注方式の明示

- (1) 入札公告に概算数量発注方式による発注である旨明示し、入札参加者に周知する。
- (2) 工事仕様書（金抜き設計書）の工事名称に「(概算数量)」と追記するとともに、概算数量である箇所について工事仕様書の摘要欄に「概算数量」と記載する。
- (3) 別紙「さいたま市水道局概算数量発注方式試行工事特記仕様書」を添付する。

5. 設計図書の作成

設計図書の作成については、以下のとおりとする。

- (1) 発注者は、当初設計図面として案内図、布設工事数量表、弁栓類構造図、平面図、断面図、道路復旧図、給水管現況図、給水管取付替一覧表を添付する。
- (2) 受注者は、配管図及び配管詳細図の作成を行う。また(1)による当初設計図面について、現地調査及び測量結果等をもとに修正を行う。
- (3) 受注者は、(1)、(2)を基に数量計算書の作成を行う。
- (4) 積算は、各種積算基準に基づき行うものとする。なお、当初契約の一部数量につ

いては概算数量とし、変更契約の数量については実数とする。

- (5) 図面及び数量計算の作成費用について、共通仮設費の準備費に積み上げ計上する。
なお、設計図書の作成に必要な現地調査及び測量の費用は、通常行う設計図書の照査の範囲であるため、別途計上しない。
- (6) 工期については、配管図等の作成期間を踏まえて必要な日数を通常工期に加算する。

6. 設計変更等の手続き

- (1) 発注者は、受注者から提出された配管図、配管詳細図、各種図面及び数量計算書について、内容の精査、確認を行う。
- (2) 工事記録により発注者及び受注者の協議を行い、設計数量を確定する。なお、数量の変更理由は、「概算数量発注方式による発注のため、現場精査による変更を行う」とする。
- (3) 設計数量確定後、変更事項が発生した場合は、従来の発注工事と同様に「さいたま市請負工事設計変更ガイドライン」に基づき手続きを行うこととする。

附則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。